

今後のグリーン購入の推進に当たっての考え方について（案）

1. 古紙利用のあり方について

平成 19 年度において、紙類の判断の基準等の見直しに係る検討を実施し、第 2 回検討会において判断の基準等の見直しを決定し、パブリックコメントに付したところであるが、今般の事態によって見直しを白紙とし、紙類を除き基本方針を 2 月 5 日に閣議決定したところである。

再調査結果を踏まえた、適正な古紙利用のあり方について検討も必要であるが、信頼あるデータに基づき、安易な現状追認にならないことが必須の前提である。

ただし、日本製紙連合会は 2010 年における古紙利用率の目標として 62%を設定しており、この目標を達成するために必要な措置を講じることが前提である。

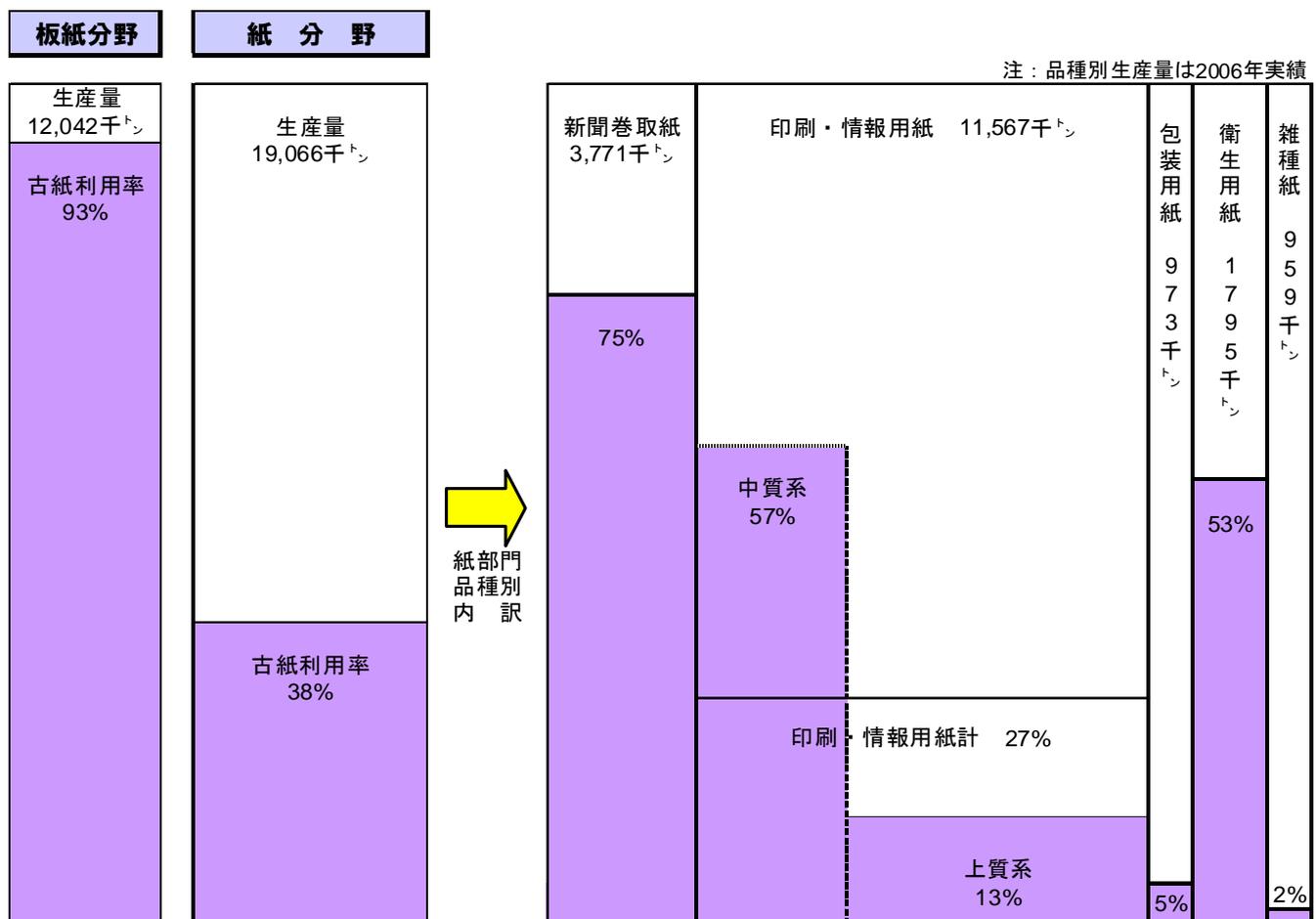


図 品種別生産量と古紙利用率（2006年）資料：紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計

なお、第4回検討会において報告した製紙メーカー各社の古紙配合率の調査結果によると、印刷・情報用紙の古紙配合率は10～14%であり、平成18年の統計値（27%）の半分程度となっている。

- 古紙の回収・利用の現状と今後の見通しの精査
- 技術の現状と今後の見通しの精査
- 信頼回復に足る古紙利用の拡大に係る具体的な計画の策定及び進捗管理
- 上記を踏まえた、適切な古紙パルプ配合率をはじめとした紙類に係る判断の基準等の検討

2. 表示の適正化について

表示の適正化については、今般の事態によって製紙メーカー各社が失った信頼を回復するための大前提であり、そのため、今後表示の乖離を生じないための措置の検討が必要ではないか。

- 製紙メーカー各社の徹底した取組（社内コンプライアンスやマネジメント）
- 製品表示に係る検証体制の整備（例えば製紙メーカー等と共同の体制）
- 再生紙の定義について（現在日本製紙連合会において検討中）

3. その他の論点について

今般の古紙パルプ配合率の表示乖離問題に続き、新たに大豆インクや再生プラスチック配合率に係る表示の乖離が発覚したところであり、グリーン購入の仕組み等に関する検討が必要ではないか。

なお、第4回検討会において出された委員の主な意見等については、以下のとおり。

（1）現行の仕組みに関する意見等

- 現行のグリーン購入の仕組みには問題がない
- 特に相互の信頼関係に基づいて運用される仕組みが望ましい
- グリーン購入法自体の執行体制の見直しが必要

（2）その他の意見等

- 信頼性をまた回復するためにはどうしたらよいのかを大きなテーマとした検討が必要
- 今後こうした事態に対して予防措置あるいは罰則が必要かの議論をするためには、虚偽表示や偽装に対する再発防止策として、グリーン購入法の果たすべき役割との整理が必要